

別添

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 に基づく事業計画の作成手続等について

第1 法に定める多面的機能発揮促進事業と各予算事業との対応関係

1 事業の対応関係

法第3条第3項の多面的機能発揮促進事業については、同項第1号の事業（以下「1号事業」という。）には多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）に定める多面的機能支払が、同項第2号の事業（以下「2号事業」という。）には中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）に定める中山間地域等直接支払が、同項第3号の事業（以下「3号事業」という。）には環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）に定める環境保全型農業直接支払が、それぞれ該当するものである。

なお、法の施行時点では、同項第4号に該当する事業はない。

2 活動計画書等の対応関係

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（平成27年農林水産省告示第 号。以下「基本指針」という。）第3の1の活動計画書には多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第6の2又は別紙2第6の2の活動計画書が、基本指針第3の2の協定には中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2の(1)の集落協定及び同通知第6の2の(2)の個別協定が、基本指針第3の3の営農活動計画書には環境保全型農業直接支払交付金実施要綱別紙1の第2の1の(2)の営農活動計画書が、それぞれ該当するものである。

第2 基本方針の作成・変更

法第5条第1項に定める農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の作成・変更手続は、次のとおりとする。

- ① 都道府県の基本方針作成担当部局は、基本方針（記載例第1号）の案を作成し、関係部局（関連する法律に係る業務を所管する部局その他基本方針に関し調整が必要な部局）と調整を図る。

② 基本方針の作成・変更が河川管理と関係する場合には、事前に関係する河川管理者と協議を行う。

また、基本方針に関連する施策によって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行う。

③ 都道府県は、基本方針の案に基本方針作成の基礎となる関連資料を添付して、地方農政局等（北海道にあつては農村振興局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に協議する（参考様式第1号）。

④ 地方農政局等は、特に次の点について適切に記載されているか否かを確認した上で、速やかに同意又は不同意の回答を行う（参考様式第2号）。

(ア) 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1) 都道府県における地域の特徴ごとに区分して定めていること。

具体的な区分は、都道府県の判断による。また、多面的機能発揮促進事業のうち、1号事業、2号事業及び3号事業について、事業ごとに地域を区分して記載することも可能とする。

2) 当該地域の現況を踏まえた具体的な目標となっていること。

必ずしも数値目標まで求めるものではないが、地域の多面的機能の発揮の促進を図っていくプロセスを定めることが望ましい。

(イ) 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定基準として、

① 各地域の自然的条件や営農の特徴を踏まえていること、

② 農業者団体等が取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含されていること

が定められていること。

(ウ) 促進計画の作成に関する事項

農業者団体等が円滑に事業計画を定めることができるよう、計画区域や目標の期間を促進計画に明確に設定するよう規定していること。

⑤ 都道府県は、地方農政局等から同意の回答があつた場合には、遅滞なく基本方針を公表するとともに、関係市町村へ通知し（参考様式第3号）、また、地方農政局等へ報告する（参考様式第4号）。

⑥ 地方農政局及び沖縄総合事務局は、管内の都府県から上記の報告があつた旨を農村振興局へ報告する（参考様式第5号）。

第3 促進計画の作成・変更

法第6条第1項に定める農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（以下「促進計画」という。）の作成・変更手続は、次のとおりとする。

- ① 市町村の促進計画作成担当部局は、促進計画（記載例第2号）の案を作成し、関係部局（関連する法律に係る業務を所管する部局その他促進計画に関し調整が必要な部局）と調整を図る。

促進計画の作成に当たっては、促進計画の区域が農用地区域を基本とすることから、農業振興地域整備計画の農用地利用計画に即して定めるとともに、農業経営の規模の拡大に関する事項、農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項等の農業振興整備計画に記載された内容と整合を図ることが望ましい。

また、法第6条第2項第4号の特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）を促進計画に定める場合には、当該重点区域内の土地の権利者の意向、都市計画その他の土地利用計画との調和など、幅広い観点から十分に検討を行うことが必要であることに留意するものとする。

なお、当該市町村において2号事業を実施する場合には、法第6条第2項第5号の促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項として、中山間地域等直接支払交付金実施要領第5の2に定める対象農用地の基準等を定めることとする。

- ② 促進計画の作成・変更が河川管理と関係する場合には、事前に関係する河川管理者と協議を行う。

また、促進計画に関連する施策によって、道路交通法第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、事前に関係する都道府県公安委員会と協議を行う。

- ③ 市町村は、促進計画の案に促進計画作成の基礎となる関連資料を添付して、都道府県に協議する（参考様式第6号）。

- ④ 都道府県は、特に次の点について適切に記載されているか否かを確認した上で、速やかに同意又は不同意の回答を行う（参考様式第7号）。

(ア) 促進計画の区域

基本方針において示された多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準を踏まえており、かつ、対象区域が明確に定められていること。

促進計画の区域は、地図又は地番により示すものとする。地図による

場合には、促進計画の区域の範囲が特定できる適切な縮尺の地図によるものとする。なお、促進計画区域図は、事業ごとに作成することも可能とする。地番による場合には、地番の一覧を示すものとする（様式は任意）。該当する小字単位等の全ての農用地を促進計画の区域に設定する場合には、小字単位等で記載することも可能とする。

(イ) 促進計画の目標

1) 市町村における地域の特徴ごとに区分して定めていること。

具体的な区分は、市町村の判断による。また、多面的機能発揮促進事業のうち、1号事業、2号事業及び3号事業について、事業ごとに地域を区分して記載することも可能とする。

2) 当該地域の現況を踏まえた具体的な目標となっていること。

必ずしも数値目標まで求めるものではないが、地域の多面的機能の発揮の促進を図っていくプロセスを定めることが望ましい。

(ウ) 促進計画の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

地域の現況や営農の特徴を踏まえて、実施すべき多面的機能発揮促進事業の種類が適切に定められていること。

実施を推進する区域は、必ずしも促進計画の目標に記載する地域と同一とする必要はない。具体的な区分は、市町村の判断による。

(エ) 促進計画の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域

多面的機能発揮促進事業の安定的な実施を確保するために必要と認められる区域に設定されており、かつ、当該区域が明確に定められていること。

重点区域は、地図及び地番により示すものとする。地図は、重点区域の範囲が特定できる適切な縮尺の地図を用いるものとする。なお、重点区域を含めた促進計画区域図は、1号事業、2号事業及び3号事業について、事業ごとに作成することも可能とするが、重点区域は事業の種類ごとに設定することはできないことに留意する（各促進計画区域図に記載した重点区域の範囲を全て合わせた区域に対して、事業の種類を問わず、農用地区域からの除外の厳格化（法第11条）の規定が適用される）。地番の一覧は、一筆ごとに整理することを基本とするが、該当する小字単位等の全ての農用地を重点区域に設定する場合には、小字単位等で記載することも可能とする（様式は任意）。

⑤ 都道府県農業担当部局は、重点区域を設定した促進計画について市町村から協議がなされた場合には、必要に応じて、都道府県都市計画担当部局や開発許

可担当部局と調整を図ることとする。

- ⑥ 市町村は、都道府県から同意の回答があった場合には、遅滞なく促進計画を公表するとともに、都道府県に促進計画の写しを送付する（参考様式第8号）。

第4 事業計画の作成・認定・変更

1 事業計画の作成

農業者団体等による法第7条第1項に定める多面的機能発揮促進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）の作成及び申請の手続は、次のとおりとする。

- ① 農業者団体等は、事業計画（記載例第3号）の案を作成し、総会の承認を得るなど、必要な合意・了承の手続をとる。

なお、事業の実施区域の設定に当たっては、当該区域内の土地の権利者に周知し、必要に応じて調整を行うとともに、特に重点区域内の土地の権利者の意向に留意することが望ましい。

- ② 複数の種類の事業に同時に取り組もうとする場合には、地域の状況に応じ、1つの事業計画に複数の事業を記載しても、事業ごとに個別に事業計画を作成してもよい。

また、1種類又は2種類の事業についての事業計画の作成・申請を先行させ、その認定を受けた後に、他の事業を追加するための事業計画の変更申請を行うことも差し支えない。

- ③ 都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設について1号事業（資源向上活動（法第3条第3項第1号ロに掲げる活動をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）を実施する場合において、当該施設の管理を行おうとするときは、事業計画の案に当該施設の管理に関する関連資料を添付して、都道府県（土地改良区等に管理委託している場合には、当該土地改良区等を含む。）に協議するものとする（参考様式第9号）。

この場合、都道府県は、特に次の点を確認した上で、速やかに同意又は不同意の回答を行う（参考様式第10号）。

- (ア) 土地改良施設の管理を適確に遂行するために必要な資金を確保する見込みがあること。
(イ) 土地改良施設の性質及び規模からみて必要と認められる技術者を確保する見込みがあること。
(ウ) 土地改良施設の管理に係る業務の執行及び会計の経理が適正に行われる見込みがあること。

- ④ 農業者団体等は、事業計画認定申請書（参考様式第11号）に事業計画及び次に掲げる書類を添付して、市町村に認定を申請する。

（添付書類）

- (ア) 1号事業を行おうとする場合

広域協定書（多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記5-1）及び広域協定運営委員会規則（同通知別記5-2）又は活動組織規約（同通知別記6-1）並びに活動計画書（同通知様式第1-3号）

- (イ) 2号事業を行おうとする場合

集落協定（中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）参考様式第4号別紙様式1から4まで）又は個別協定（同通知参考様式第4号別紙様式5及び6）

- (ウ) 3号事業を行おうとする場合

営農活動計画書（環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知）共通様式第3号）

- (エ) ③の土地改良施設の管理を行おうとする場合

③の同意書の写し

なお、農業者団体等が複数市町村において活動する場合には、各市町村の促進計画に基づいて1つの事業計画を作成し、各市町村の認定を受けることができる。

2 事業計画の認定

市町村による事業計画の認定手続は、次のとおりとする。

- ① 市町村は、認定の申請のあった事業計画について、主に次の点について適切に記載されているか否かを確認する。

- (ア) 事業計画が促進計画に照らして適切なものであること。

事業計画に記載された事業の目標、内容、実施期間等が、促進計画において示された計画の区域、目標、多面的機能発揮促進事業に関する事項等を踏まえており、適切なものであること。

- (イ) 事業計画の記載内容が、多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。

事業計画に記載された事業の目標、内容、実施期間等が、当該事業を実施する農業者団体等にとって無理なものとなっておらず、事業を確実に実施することが可能であると認められること。

(ウ) 事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地がないこと。

農地法（昭和27年法律第229号）第36条第1項の規定による勧告に係る農地がないこと。

- ② 市町村は、事業計画に記載された事業によって、道路交通法第4条第1項の規定により都道府県公安委員会において交通の規制を実施し、若しくは変更することが必要となる可能性がある場合又は自動車交通の集中による渋滞の発生等の道路に関する課題が生じるおそれがある場合には、都道府県公安委員会と協議を行う。
- ③ 市町村は、事業計画が①の(ア)から(ウ)までに適合するものであると認めるときは、申請者に事業計画の認定を通知する（参考様式第12号）。
- ④ 市町村は、事業計画を認定したときは、遅滞なく、認定した事業計画の概要（重点区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合には、その旨を含む。）（記載例第4号）を公表する。

3 事業計画の変更

(1) 事業計画について、次に掲げる変更をしようとするときは、法第8条第1項に基づき、市町村の認定を受けることが必要である。

- ① 事業の目標の変更
- ② 事業の種類の変更（1又は2の事業についての事業計画の認定を受けている農業者団体等が、他事業に追加で取り組む場合を含む。）
- ③ 事業の実施期間の変更
- ④ 次に掲げる事業計画の重要な変更
 - (ア) 1号事業
 - ・ 保全管理する対象農用地面積の変更
 - ・ 保全管理する対象施設の変更
 - (イ) 2号事業
 - 1) 集落協定
 - ・ 協定農用地の面積の追加
 - ・ 農業生産活動等として取り組むべき事項の変更
 - ・ 集落マスタープランの内容の変更
 - ・ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の変更
 - ・ 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更
 - ・ 促進計画の「促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事

項」(法第6条第2項第5号)により規定すべき事項に基づき定めた事項の変更

2) 個別協定

- ・ 協定農用地の面積の追加
- ・ 利用権の設定等及び農作業受委託契約の更新
- ・ 自作地を対象としている協定の農業生産活動等として取り組むべき事項又は農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の変更
- ・ 加算措置適用のために取り組むべき事項の変更

(ウ) 3号事業

- ・ 事業の実施区域の変更
- ・ 自然環境の保全に資する農業の生産方式の変更
- ・ 対象活動の実施面積の増加
- ・ 年当たり交付金額上限の増加

(2) 事業計画の変更認定の手続は、次のとおりとする。

- ① 農業者団体等は、事業計画変更認定申請書(参考様式第13号)に事業計画及び(1)の④の添付資料の変更案を添付して、市町村に変更認定の申請をする。
- ② 市町村は、必要に応じ、2の②に準じて都道府県公安委員会と協議を行う。
- ③ 市町村は、変更後の事業計画が2の①の(ア)から(ウ)までに適合するものであると認めるときは、申請者に事業計画の変更の認定を通知する(参考様式第14号)。
- ④ 市町村は、事業計画の変更を認定したときは、遅滞なく、変更後の事業計画の概要を公表する。

第5 農用地区域設定の特例

- ① 法第10条第1項の規定に基づき農用地区域の設定を要請できる区域は、法第8条第2項に規定する認定事業(以下「認定事業」という。)の実施区域内の一団の農用地であるが、具体的に、当該要請に係る農用地について農用地区域を設定すべきかどうかの判断は、従来から運用されている農用地区域設定に関する方針に基づいて行うものであることから、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第10条第3項及び第4項に定めるところにより行うべきである。

- ② 認定事業は、農業者団体等の自発的な意志に基づいて実施されることから、認定事業の実施区域内の一団の農用地に係る農用地所有者が農用地区域設定の要請を行うに当たっては、農用地区域設定の要請の対象とならない事業実施区域に係る農用地所有者も含めて農業者団体等の構成員相互の意志疎通を図り、農用地区域設定の要請に係る認定事業の円滑な運営が行われるよう十分留意することが望ましい。
- ③ 農振法に基づく市町村農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更については、農振法第8条第4項、第11条（第12項を除く。）、第13条に規定する手続により行われているのに対して、法第10条の規定に基づく農用地区域設定の要請に係る農用地利用計画の変更については、上記手続のうち農振法第11条第3項から第11項までに規定する異議の申出、審査の申立等が省略される。このため、市町村は、法第10条第1項に定める関係権利者の同意が得られていることを確認する等手続に慎重を期することが望ましい。

第6 その他の留意事項

1 森林等との関係

多面的機能発揮促進事業は、農業の多面的機能の発揮を図るために実施するものであり、森林法（昭和26年法律第249号）第2条に規定する森林、森林法第41条の規定により指定された保安施設地区及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域（同法第51条第1項第2号に該当するもの。以下同じ。）を対象として森林の多面的機能の発揮等を図るために実施する事業は含まれない。

2 具体的な留意事項

1を踏まえ、基本方針の作成及び多面的機能発揮促進事業の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 基本方針の作成に係る留意事項

基本指針及び基本方針の「多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域」には、森林法第2条に規定する森林、森林法第41条の規定により指定された保安施設地区及び地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域は原則として含まれない。保安施設地区及び地すべり防止区域を含める必要がある場合には、その指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないようにするものとする。

(2) 1号事業の実施に係る留意事項

- ① 農地維持活動（法第3条第3項第1号イの活動をいう。）は、農村地域の高齢化、人口減少や農地の集積等により、担い手に農地維持のための負担が集中することから、水路、農道等の管理に係る共同活動を支援するものであって、森林整備事業に相当する内容は含まれない。
 - ② 法第3条第3項第1号の「農用地の保全又は利用上必要な施設」は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する施設等が対象であって、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設は原則として対象に含まれない。
 - ③ 規則第2条の「農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の周辺の土地であって、当該土地の管理が良好な営農環境の確保に資すると認められるもの」は、これらの施設及び農用地に隣接する土地であって、良好な営農環境を確保するためには、これらの施設の管理と一体的に共同活動を行うことが必要な土地を指す。
- (3) 2号事業の実施に係る留意事項
- 2号事業は、既存の中山間地域等直接支払制度を位置付けるもので、その支援対象は、現況農用地における事業に限られ、森林を新たに農用地として開発する事業は含まれない。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（記載例）

〇〇県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 県東部地域

(1) 現況

本地域は、〇〇台地の広がる畑作地帯であり、平坦な地形を活かして麦、大豆、ばれいしょ等の栽培が行われている。また、本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 県南部地域

(以下略)

(注)

- ・ 地形や営農類型の特徴に応じ、都道府県域を地域の特徴毎に区分して記載して下さい。
- ・ はじめに、地域の現況（自然条件、営農の状況、今後の課題等）を記載し、次に、地域の現況を踏まえた具体的な目標を記載して下さい。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。

4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）を農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域に設定する場合には、当該区域内の農用地等は、同法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、多面的機能発揮促進事業の実施期間が満了している場合に限って農用地区域からの除外が認められるため、当該事業の実施期間中において当該農用地等を農業振興地域整備計画で指定された用途以外に利用することは困難となることから、可能な限り早期に市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

市町村の判断により必要と認められる事項を記載する。例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの地域協議会の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

(注)

ここでは、都道府県が必要と考える事項を記載して下さい。

例えば、基本指針を踏まえて、

① 第三者委員会による施策の点検及び効果の評価

② 都道府県内における推進体制の整備

③ 関係者間における連携の確保

等について記載することが考えられます。

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

（「次に掲げる地番の土地の区域とする。」等でも可。）

2 促進計画の目標

1. 旧〇〇町地域

(1) 現況

本地域は、〇〇山麓の急傾斜地域で、棚田等において稲作経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧〇〇町地域

(1) 現況

本地域は、豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、従来から〇〇（天然記念物）の生息地として有名な地域である。近年、〇〇の名前を付した農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

（以下略）

（注）

- ・ 地形や集落の特徴に応じ、市町村域を地域の特徴毎に区分して記載して下さい。
- ・ はじめに、地域の現況（自然条件、営農の状況、今後の課題等）を記載し、次に、地域の現況を踏まえた具体的な目標を記載して下さい。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	(例) ○○区域	法第3条第3項第1項に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

((注) 市町村の判断により必要と認める事項について記載して下さい。)

多面的機能発揮促進事業に関する計画 (記載例)

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇組織 印

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

※ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業（以下「多面的機能支払」という。）を行う場合の記載例。

○他の事業を行う場合の記載例

・ 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

※ 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業（以下「中山間地域等直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 法第3条第3項第3号に掲げる自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する事業（以下「環境保全型農業直接支払」という。）を行う場合

・ 本地域は、以前より小学生の農業体験に協力しているが、これを発展させ、食育や地産地消を一層推進する必要がある。

※ 法第3条第3項第4号に掲げるその他多面的機能の発揮の促進に資する事業（以下「その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業」という。）を行う場合

(注) 複数の事業を行う場合には、まとめて記載して構いません。

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、本地域のうち北部は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが

必要である。さらに、本地域のうち南東部は、大都市近郊という地の利を活かし、野菜を生産しているが、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2. 目標

1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の記載例

・ 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 中山間地域等直接支払を行う場合

・ 1を踏まえ、本地域では、有機農業に取り組むことにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

・ 1を踏まえ、本地域では、農産物加工体験を通じて地域の食文化を伝承し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業を行う場合

(注) 複数の事業を実施する場合には、まとめて記載して構いません。

1を踏まえ、本地域では、本地域全域において地域住民と協力して、農業用排水路の清掃等を行うこと、本地域のうち北部において機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続すること及び本地域のうち南東部において有機農業に取り組む、生物多様性を保全することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

※ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払を行う場合

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

② 実施区域

別添の〇〇活動組織の多面的機能支払交付金に係る活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別紙）協定対象区域図面」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る個別協定（以下「個別協定」という。）「（別紙様式6）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

- ・ 別添の環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動計画書「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「Ⅰ. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 保全管理する区域内の農用地、施設」並びに「(別紙) 協定対象区域図面」のとおり。

2) 活動の内容

イ イの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「1. 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「Ⅲ. 活動の計画」の「2. 資源向上支払」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○中山間地域等直接支払を行う場合の例

② 2号事業

1) 農業生産活動の内容

- ・ 集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

- ・ 個別協定「(別紙様式5) 経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

- ・ 集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

- ・ 個別協定「(別紙様式6) 協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

○環境保全型農業直接支払を行う場合の例

③ 3号事業

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載のとおり。

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容

営農活動計画書「Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)」の

「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

個別協定の認定日から4年経過後の3月31日までの期間。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

営農活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払要領「別記6-1活動規約」の「(別紙)〇〇活動組織参加同意書」に記載のとおり。

※ 多面的機能支払を行う場合の記載例

○他の事業を行う場合の例

集落協定「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合

個別協定「(別紙様式6)協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

営農活動計画書「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。

※ 環境保全型農業直接支払を行う場合

(記載例第4号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要 (記載例)

年 月 日
 ○ ○ 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号) 第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○	○		○○市××集落地先	無	H○○年度～H△△年度	○○保全会
○				○○市××集落地先 及び△△集落地先	有	H○○年度～H△△年度	△△協議会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	

(参考様式第1号)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

印

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について(協議)

このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を[制定/変更]したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)[第5条第3項/第5条第5項において準用する同条第3項]の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案
- 基本方針作成の基礎となる関連資料(参考提出)

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣 印

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について(同意)

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)(年月日 番号)をもって協議のあった〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案について、同意する。

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣 印

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について(同意)

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)(年月日 番号)をもって協議のあった〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案について、同意する。

(参考様式第2号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇農政局長 印

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について(同意)

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]について(協議)(年月日 番号)をもって協議のあった〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針案について、同意する。

(参考様式第3号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

都道府県知事



〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について (通知)

このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を[制定/変更]したので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）[第5条第4項/第5条第5項において準用する同条第4項]の規定に基づき、下記関係書類を添えて通知する。

記

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

(参考様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

印

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について(報告)

このことについて、〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を[制定/変更]したので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)[第5条第4項/第5条第5項において準用する同条第4項]の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告する。

記

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

(参考様式第5号)

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿

〇〇農政局長

**〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
の報告について（報告）**

このことについて、〇〇県知事から〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針を[制定/変更]した旨の報告があったので、下記関係書類を添えて報告する。

記

〇〇県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針の[制定/変更]
について（報告）（年月日 番号）

(参考様式第6号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長



〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔制定／変更〕について（協議）

このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を〔制定／変更〕したいので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）〔第6条第4項／第6条第6項において準用する同条第4項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案
- 2 促進計画作成の基礎となる関連資料(参考提出)

(参考様式第7号)

番 号
年 月 日

市町村長 殿

都道府県知事



〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔制定／変更〕について（同意）

〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔制定／変更〕について（協議）（年月日 番号）をもって協議のあった〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画案について、同意する。

(参考様式第8号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長 印

〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画の〔制定／変更〕について（送付）

このことについて、〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画を〔制定／変更〕したので、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）〔第6条第5項／第6条第6項において準用する同条第5項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて通知する。

記

〇〇市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

(参考様式第9号)

年 月 日

都道府県知事 殿

農業者団体等の名称

代表者の氏名

印

〇〇用水路の管理に関する事項の記載について（協議）

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の多面的機能発揮促進事業に関する計画に、同条第3項の規定に基づき〇〇用水路の管理に関する事項を記載したいので、同条第4項の規定に基づき下記関係書類を添えて協議する。

記

- 1 △△地区多面的機能発揮促進事業に関する計画案
- 2 〇〇用水路の管理に関する関連資料（参考提出）

(参考様式第10号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 殿

都道府県知事



〇〇用水路の管理に関する事項の記載について（同意）

◇年◇月◇日付け〇〇用水路の管理に関する事項の記載について（協議）をもって協議のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第4項の規定により同意する。

(参考様式第11号)

年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

(参考様式第12号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 殿

市町村長 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

< 施行注意 >

1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

(参考様式第13号)

年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称
代表者の氏名

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画

- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

- 3 その他
 - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

（注：変更する書類のみ添付する。）

(参考様式第14号)

番 号
年 月 日

農業者団体等の名称
代表者の氏名 殿

市町村長 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき認定する。